

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 7 年 1 月 31 日
福島県県北流域下水道建設事務所長
高坂 宏哉

工事番号	第 24-41510-0015 号
工事名	流域下水道整備 (交付) 工事 (耐震化)
質問事項	
<p>1. 総合評価点評価基準 (特別簡易) ※ 1 同種・類似工事で、管渠工事 (既設管径 800mm 以上の管更生工) とありますが、水路トンネル補修工 (内面被覆工のプロファイル内巻、断面 W1000mm×H900mm の馬蹄形断面) の管更生工は、同種・類似工事の実績となるのか、ご教示願います。</p> <p>2. 内面被覆工の 1% で計上されている特許使用料は、内面被覆工の合計金額に 1% を掛けて算出された金額に丸めの設定をしていますか。している場合はその設定についてご教示願います。(有効数字 3 桁に切り上げ 等)</p> <p>3. 施工第 0-0022 号表 諸雑費の率対象は送風機損料と発動発電機運転費の双方と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 施工第 0-0024 号表 諸雑費の率対象を全部が対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 本工事費内訳表 頁 0-0005 上から 4~7 段目の水道料金について、福島市水道局 HP に記載の単価を採用していると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>6. 本工事費内訳表 頁 0-0005 上から 4~7 段目の水道料金について、間接工事費の対象区分は処分費でよろしいですか。</p>	

回答事項

1. 総合評価点評価基準（特別簡易）の※1 同種・類似工事に示した「径 800mm 以上」について、矩形渠（箱型の管渠）及び馬蹄渠（断面が馬蹄形の管渠）の場合は「短辺長 800mm 以上」を「径 800mm 以上」とみなし、評価します。
よって、質問の管更生工は同種・類似工事の実績となります。
2. 小数点以下切り捨てとしております。
3. 送風機損料と発動発電機運転費を諸雑費の率対象としております。
4. 労務費及び機械運転費を諸雑費の率対象としております。
5. 福島市水道局 HP に記載の単価を採用しております
6. 間接工事費の対象区分は処分費等としております。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。